

菊川市小規模修繕参加登録要領

(目的)

第1条 この要領は、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、菊川市が発注する小規模な修繕（以下「修繕」という。）について、市内小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(登録申請)

第2条 修繕に参加登録を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出し、修繕に参加する者の登録（以下「修繕参加登録」という。）をしなければならない。

- (1) 小規模修繕参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の身分証明書
- (3) 市税等の滞納の無いことの証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 物品の製造・販売、役務の提供等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者が登録申請する場合は、前項第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

(登録の審査)

第3条 前条に規定する登録申請があつた場合、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、要件を認める場合は修繕参加登録名簿（様式第3号）に登録し、業者選定に際して修繕の参加機会を与えるように努めるものとする。

(登録の有効期間)

第4条 修繕参加登録の有効期間は、定期受付年の4月から2年間とする。ただし、追加受付の場合は、受付日の属する定期受付の有効期間の満了日とする。

(資格審査)

第5条 修繕参加登録に係る資格審査は、法令の定めによる許可等を要するものを除き、許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目を審査しないものとする。

(登録の除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、修繕参加登録をすることができない。

- (1) 菊川市内に主たる事業所又は住所を置かない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 登録しようとする月から前2年間の営業の事実がない者
- (5) 市税等を滞納している者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(対象となる修繕)

第7条 修繕の対象は、見積金額が50万円以下で内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

(変更等の届出)

第8条 修繕参加登録申請書の提出後に、申請内容の変更又は事業を廃止した者について

は、小規模修繕参加登録変更届（様式第4号）を速やかに市長に届出なければならない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第49号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第9条の見出し及び同条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日告示第24号）

この告示は、平成28年3月1日から施行する。